

「追加的需要に対する介護サービスの見込量について」の説明資料
(南薩圏域)

1 追加的需要への対応状況

(1) 追加的需要

追加的需要に対する医療計画、介護保険事業計画における目標・見込量のイメージ。

追加的需要として介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等で対応する患者数が、令和7年度の「962.12」であり、地域医療構想上、当圏域における、最終的な目安の数値となる。

(2) 第8期市町村介護保険事業計画への反映状況

当室が12月に市町村に対し調査した結果。

(1)令和5年度の追加的需要「721.58」に対して、市町村が介護保険事業計画に見込んだ数値。

(3) 令和5年度末時点における追加的需要への対応状況

1段目の表は、保健医療福祉課の資料1－1の2の表と同じ表であり、(1)と(2)の数値を基に、第8期計画期間終了時点における追加的需要への対応状況を示したもの。

介護保険施設対応分（C）と、在宅医療対応分（訪問診療）の内訳にある居宅介護サービスに、(2)の表の数値が入っている。

介護保険施設対応分（C）の「180」の内訳は、第7期中に療養病床から介護医療院へ転換済みのものが「176」、第8期中に療養病床から介護保険施設に転換意向があるものが「3」。

「その他」は、転換とは別に、療養病床の入院患者が療養病床を離れて新たに介護保険施設に入所する場合や、他の地区における転換の影響による場合等を考慮して市町村が見込んだものであり、「1」となっている。

(転換意向については、当室が療養病床のある医療機関に対して、今年度8月に実施した令和2年4月1日時点の転換意向調査の結果。)

2 介護サービス利用者数の見込

サービス見込量の概数の推移。市町村が第8期介護保険事業計画を作成するにあたり、第7期における介護給付実績や今後の高齢者数の推移等を基に見込んだもの。

(令和元年度の数値は実績。令和5年度と令和7年度は12月時点の見込みであるため、確定した数値ではない。)

- 介護保険サービスの体系（1 県指定、2 市町村指定）

「2 介護サービス利用者数の見込」の区分にある「在宅系」は、県指定の「訪問系」から「その他」までと市町村指定の「訪問・通所・短期入所系」の総和。

表の右側には、参考として令和2年4月時点の県全体の一月当たり利用者数と施設・事業所数を掲載。

- 介護保険制度の仕組みや介護保険事業計画の策定等について

介護保険制度は、市町村が保険者となって運営しており、その財源は公費負担と保険料で半分ずつとなっている。市町村は、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、計画に介護給付等対象サービスの見込量を定め、保険料を決定し、保険料を徴収することとなる。

県は、市町村が地域の実情を把握し、的確なサービス見込量を見込むことで、円滑に介護保険事業を運営できるよう、ヒアリングを実施するなど市町村における介護保険事業計画の作成を支援。

追加的需要に対応する介護サービスの見込み量について

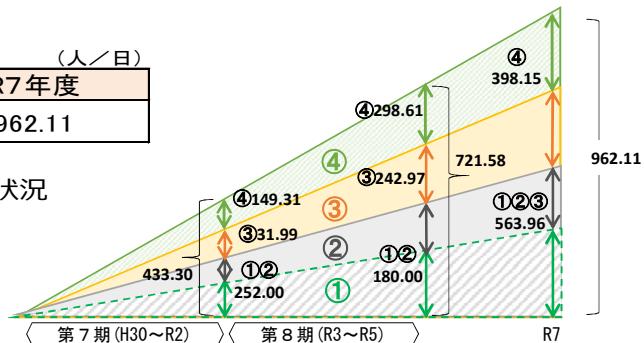
1 追加的需要への対応状況 (南薩圏域)

(1) 追加的需要

R2年度	R5年度	R7年度
(人／日)		
433.30	721.58	962.11

(2) 第8期市町村介護保険事業計画への反映状況

(人／日)	
介護保険施設	居宅介護サービス
180	0



(3) 令和5年度末時点における追加的需要への対応状況

R5 追加的需要 (A)	内訳			
	外来受診対応分 (B)=(④)	介護保険施設対応分 (C)=(①+②)	在宅医療対応分 (訪問診療)③	(A-B-C) 居宅介護サービス
721.58	298.61	180	242.97	0

(C)の内訳		
第7期転換分	第8期転換意向分 (未定含む)	その他
176	3	1

※第8期転換意向分は、令和2年4月1日時点での実施した転換意向調査の結果

1

2 介護サービス利用者数の見込 (令和2年12月現在)

(人／月)

南薩圏域						
区分	サービスの種類	令和元年度	令和5年度	増減(R元比)	令和7年度	増減(R元比)
在宅系	居宅・地域密着型サービス (居住系サービスを除く)	4,940	5,177	237	5,103	163
居住系	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	480	507	27	499	19
	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	150	176	26	174	24
施設系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,325	1,445	120	1,420	95
	介護老人保健施設	862	880	18	878	16
	介護療養型医療施設	29	8	△ 21	0	△ 29
	介護医療院	52	201	149	206	154
(参考)	高齢者数	50,136	49,316	△ 820	48,909	△ 1,227
	前期高齢者数(65～74歳)	22,507	22,205	△ 302	21,568	△ 939
	後期高齢者数(75歳～)	27,629	27,111	△ 518	27,341	△ 288

2

介護保険サービスの体系1(県指定)

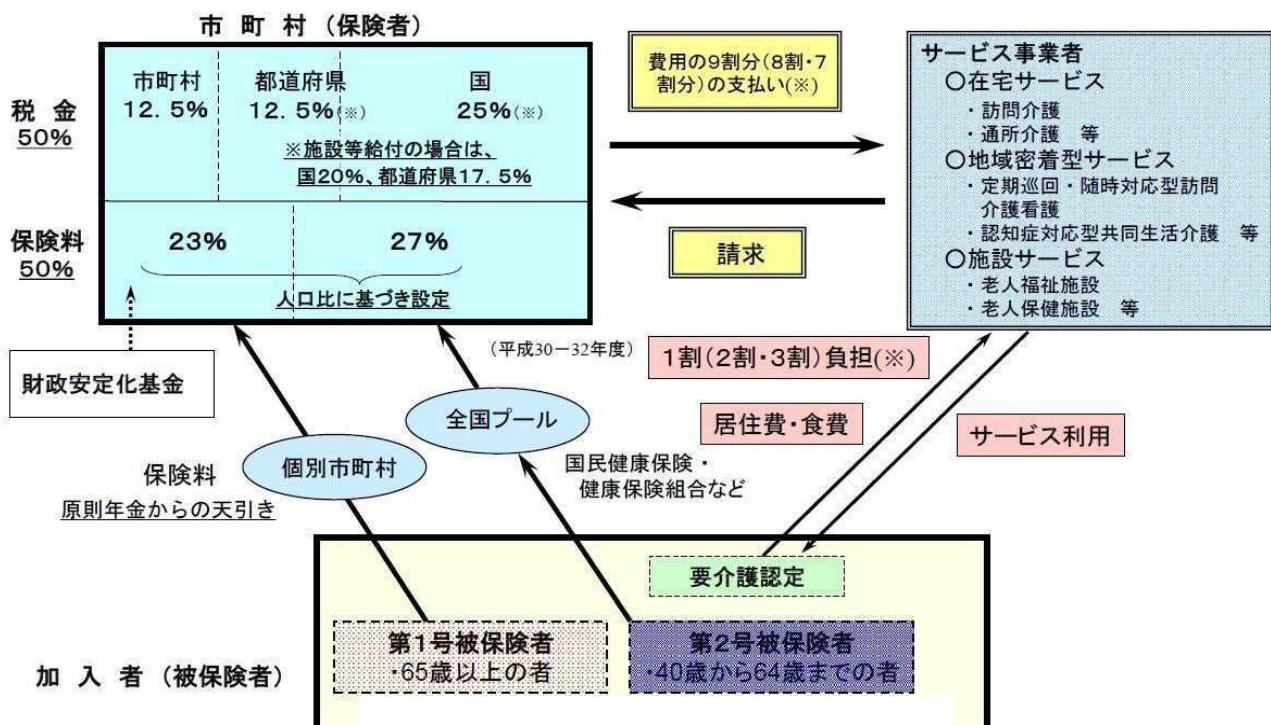
サービス		(令和2年4月データ)	
		利用者数	施設・事業所数
訪問系	訪問介護(ホームヘルプ) 介 予	10,928	445
	訪問入浴介護 介 予	378	37
	訪問看護 介 予	6,224	183
	訪問リハビリテーション 介 予	2,610	27
	居宅療養管理指導 介 予	9,854	14
通所系	通所介護(デイサービス) 介	12,707	330
	通所リハビリテーション 介 予	17,299	11
短期滞在系	短期入所生活介護 介 予	3,223	199
	短期入所療養介護 介 予	717	7
その他	福祉用具貸与 介 予	31,791	114
居住系	特定施設入居者生活介護 介 予	1,810	59
	介護老人福祉施設 介	9,654	166
	介護老人保健施設 介	6,200	90
	介護療養型医療施設 介	173	19
	介護医療院 介	901	22
※ 指定数は医療機関のみなしを除く		3	

(注)1. 表中の「」は「介護給付サービス」、「」は「予防給付サービス」であり、対象となるサービスにマークを付している。
2. 利用者数、令和2年4月サービス提供分の数値(介護保険事業状況報告月報)、また、施設・事業所数は令和2年4月1日現在の県指定数

介護保険サービスの体系2(市町村指定)

サービス		(令和2年4月データ)	
		利用者数	施設・事業所数
訪問・通所・短期入所系	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介	772	21
	夜間対応型訪問介護 介	-	1
	認知症対応型通所介護 介 予	684	69
	地域密着型通所介護 介	6,708	397
	小規模多機能型居宅介護 介 予	2,538	126
	看護小規模多機能型居宅介護 介	289	14
	認知症対応型共同生活介護 介 予	5,724	392
居住系	地域密着型特定施設入居者生活介護 介	391	17
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介	1,081	45
	居宅介護支援 介	48,544	620
その他	介護予防支援 予	—	59
(注)1. 表中の「」は「介護給付サービス」、「」は「予防給付サービス」であり、対象となるサービスにマークを付している。 2. 利用者数、令和2年4月サービス提供分の数値(介護保険事業状況報告月報)、また、施設・事業所数は令和2年4月1日現在の県指定数		4	
【介護予防・日常生活支援総合事業】		総合事業	
訪問型サービス		—	495
通所型サービス		—	800
※ 指定数は医療機関のみなしを除く			

介護保険制度の仕組み



(※)一定以上所得者については、費用の2割負担(平成27年8月施行)又は3割負担(平成30年8月施行)。

5

介護保険事業計画は、

補助事業実施するためのメニューや
方向性だけを規定するものではない

保険者である市町村が、介護保険を実施するための実行計画として、定めるもの

法に基づく介護給付等の介護保険事業を行うため、介護保険事業計画において給付の見込量を定め、その財源となる第1号被保険者の保険料を決定の上、保険料を徴収する。

$$\text{第1号保険料} = \frac{\text{計画期間 (R3~R5) 中の介護給付見込総額} \times 23\%}{\text{第1号被保険者数}} \div 3$$

介護保険法【抜粋】

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として定める区域ごとの各年度の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - 二 各年度における地域支援事業の量の見込み

6

介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国的基本指針(法第116条、7期指針：平成30年3月厚生労働省告示第57号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参考する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標

○ その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標

○ その他の事項

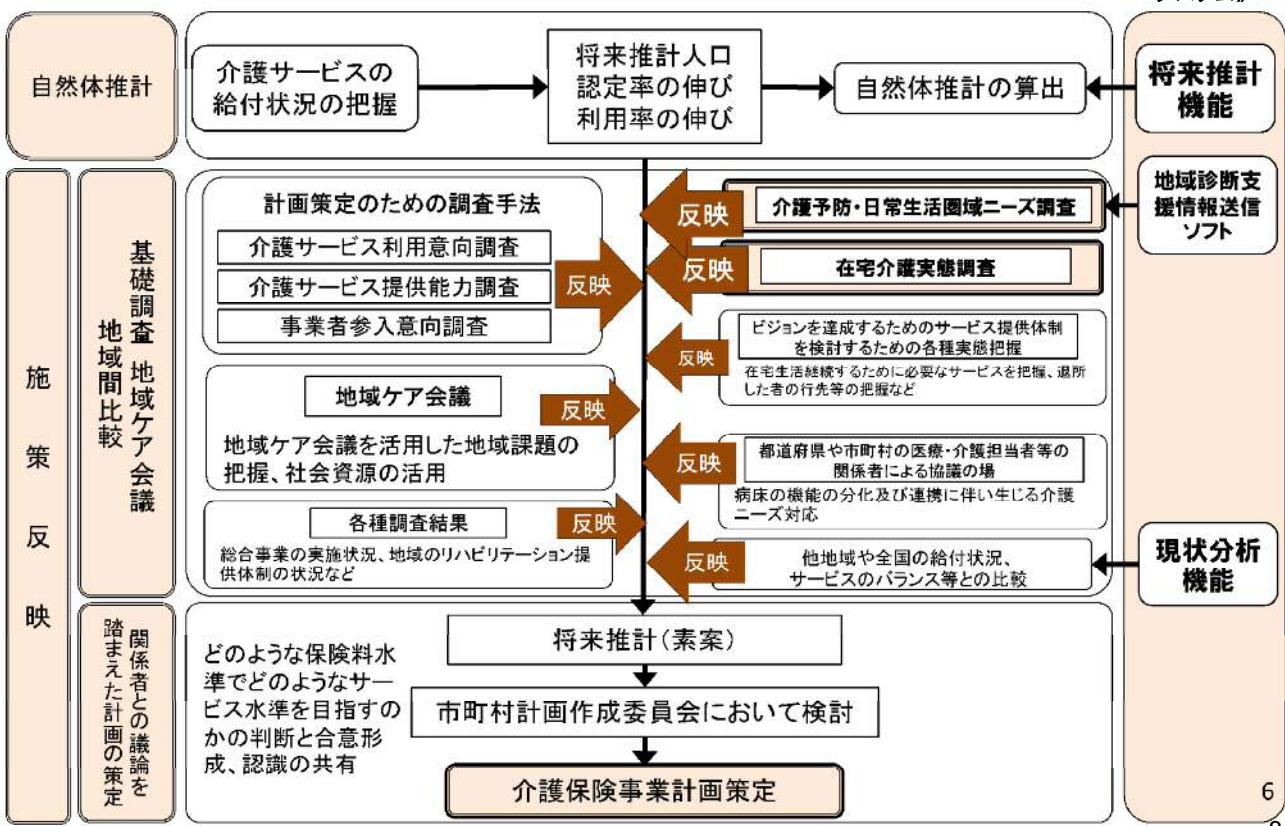
基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

7

第8期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ

《「見える化」システム》



6
8